

## 就職準備金貸付について ～申請からの流れ～

※保育料の一部貸付と併用で申請をされる方へ

保育料の一部貸付で重複提出する下記書類には★マークがついています。★マークの書類は、一部のみの提出で結構です。ただし、住民票は保育料の一部貸付は世帯全員分が必要ですので、世帯全員分の住民票の方を提出してください。

貸付の申請

① 貸付の申請は、次の書類を提出してください。

- (1) 就職準備金貸付金申請書（様式第1号）
- ★(2) 保育業務従事（予定）証明書（様式第25号）
- ★(3) 保育士証の写し
- ★(4) 住民票（発行後3ヶ月以内）
- (5) 前職の離職日の確認できる書類  
※離職票、保育園に提出した経歴書でも可
- ★(6) 連帯保証人の課税証明書（昨年の収入が記載されているもの）  
※65歳未満で320万円以上の年収のある方（左記条件を満たしていれば借受人の配偶者でも連帯保証人になれます）
- (7) 滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類  
※一旦(1)～(6)の書類を提出していただいた後、必要に応じて本会より提出を依頼することがございます。

貸付の審査・決定

② 滋賀県社協で、申請内容（申請書類）を審査し、貸付の可否を決定します。貸付が決定した場合、滋賀県社協から「貸付決定について」（通知）と下記③の(1)～(3)を送付します。貸付が不承認となった場合「不承認決定通知書」を送付します。

※審査のうえ貸付の可否について決定するため、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

貸付の  
辞退

申請後または貸付決定後に貸付を受けることを辞める場合は、「辞退届（様式第8号）」を提出して下さい。

借用書等の提出

③ 貸付決定された後、下記の書類を滋賀県社協に提出してください。

- (1) 保育士就職準備金貸付金借用書（様式有）  
※借用書は借受人、連帯保証人が各々自署のうえ、実印を押印してください。
- ★(2) 振込口座（申込・変更）申請書（様式第6号）
- (3) 保育士就職準備金貸付金返還猶予申請書（様式第13号）
- ★(4) 通帳の見開きの写し
- ★(5) 印鑑登録証明書  
※借受人および連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内）を添付してください。

貸付金の交付  
返還の猶予

- ④ 借用書等を滋賀県社協が受理次第、翌月下旬（予定）に決定した金額を一括で送金します。  
※書類に不備があると送金が遅れる場合があります。
- ⑤ 「貸付金交付のお知らせ」を送金前に送付いたします。同時に、貸付決定後に提出していただいた「保育士就職準備金貸付返還猶予申請書（様式第 13 号）」をもとに、「返還猶予決定通知書」を送付します。

従事状況の  
確認

- ⑥ 保育業務の従事状況を確認するため、4 月末までに下記書類を提出してください。
- (1) 保育業務従事（予定）証明書  
※従事されている施設・法人の証明を受けて下さい。  
※4 月～翌年 3 月までの従事予定を証明していただいでください。ただし、保育料の一部貸付金を同時に貸与中の方は、保育料の一部貸付の従事状況にて確認できますので、提出不要です。  
※保育所等を辞められた場合、返還の手続きが別途必要です。

返還免除の  
申請

- ⑦ 1 年以上、本制度が定める保育所等において保育業務に従事したとき、次の書類を提出し返還免除の申請をしてください。
- (1) 2 年以上従事した場合（全額免除）  
⇒返還免除申請書（様式第 16 号）
- (2) 1 年以上 2 年未満従事した場合（一部免除）  
⇒一部返還免除申請書（様式第 17 号）
- ★ (3) 保育業務従事期間証明書（様式第 27 号）  
※従事されている施設・法人の証明を受けてください。  
※保育料の一部貸付金を同時に貸与中の方は、(3)のみ一部の提出で結構です。  
ただし、保育料の一部貸付の貸付番号も記入してください。

返還免除の  
決定

- ⑧ 返還免除が決定した場合、滋賀県社協から「返還免除決定通知書」を送付します。